

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地
地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地地区画整理法第55条第13
項の規定において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月27日

京都市長 門川 大作

1 土地地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区
土地地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市右京区太秦森ヶ前町，同区太秦上刑部町，同区太秦下刑部町，同区
太秦下角田町及び同区太秦安井松本町の各一部

4 事業施行期間

変更前 平成14年9月4日から平成21年3月31日まで

変更後 平成14年9月4日から平成22年3月31日まで

5 事業所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所内

6 事業計画決定の年月日

平成14年8月29日

7 事業計画変更の年月日

平成20年3月27日

（建設局都市整備部拠点整備課）